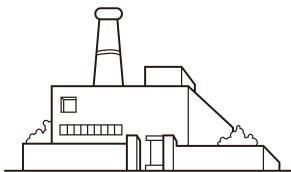


クリーンセンター建設に向けて



～クリーンセンター建設には、皆さんのご理解とご協力が必要です～

ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、本市における一般廃棄物(ごみ)の処理に関する計画を定めるものです。このたび、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定しました。

今回は、このごみ処理基本計画に定められている「将来ごみ量」をお知らせします。ごみ処理施設に負担をかけないためのごみ減量、また新クリーンセンター建設に、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ごみ処理基本計画における計画期間および計画目標年次

本計画における計画期間は、平成22年度から平成36年度までの15年間とし、平成37年4月を目標年次としています。なお、本計画は、概ね5年ごとに見直しますが、社会情勢の変化や計画策定の前提条件などに大きな変動があった場合には、必要に応じて見直します。

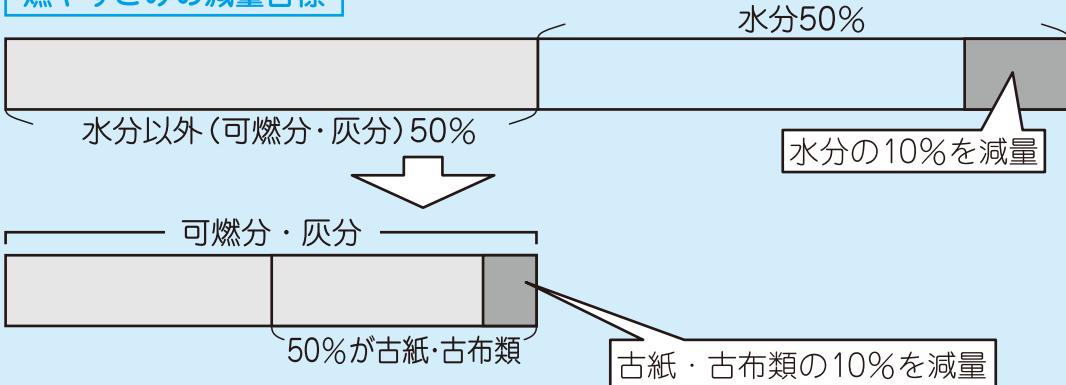
計画ごみ量の将来推計

生活系ごみと事業系ごみについて、発生抑制・減量化に取り組み、将来ごみ量を推計しました。生活系ごみについては、それぞれの品目における1人1日平均排出量に減量化率を設定することで、発生抑制・減量化に取り組みます。事業系ごみについては、年間排出量に減量化率を設定することで、排出抑制・減量化に取り組みます。

生活系ごみ

発生抑制・減量化の対象品目は、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「ビニール・プラスチック容器包装」「ビニールプラスチックごみ」「粗大ごみ」「ペットボトル」とし、「燃やすごみ」以外の品目について、5%の減量化を目指します。「燃やすごみ」については、次の図のように、発生抑制に加え、生活系ごみに多く含まれる厨芥類(生ごみなど)の水切りを徹底し、水分量の10%の減量化を図ることとしています。さらに、「燃やすごみ」に多く含まれている紙類の10%を集団回収などにより、資源化に取り組むこととしています。

燃やすごみの減量目標



減量化率の設定

循環型社会の構築を目指し、生活ごみについては、発生抑制やごみ減量などの取組みを進めることで、1人1日平均排出量の10.3%の減量化を目指します。なお、事業系ごみについては、年間排出量の5%の減量化を目指します。

■ごみの減量をお願いします

ごみの発生抑制・減量を推進するためには、みなさん一人ひとりの減量に向けた取り組みが必要不可欠です。今後も、ごみの排出抑制・減量にご協力をお願いします。